

資料5 国籍法 11 条 1 項と現実社会

④各国事情：複数国籍を肯定する法制度への 転換のきっかけと理由

1 複数国籍を肯定する国が増え続けている理由

- ① 弊害がないという認識が広がってきた。
- ② 個人のアイデンティティや幸福追求を保障すべきという認識が広がってきた。
- ③ 外国に移住した自国民が居住国の国籍を取得して活躍することが、自国にも有益であるという認識が広がってきた。
- ④ 移民受入国では、包摂や統合のために移民が帰化しやすい条件をつくることが、自国の利益になるという認識が広がってきた。
- ⑤ 国際的な人材獲得競争を勝ち抜くうえで、複数国籍を肯定することにメリットがあるという認識が広がってきた。

2 各国事情：複数国籍を肯定する法制度への転換のきっかけと理由

(1) フランス

1954 年 4 月 9 日に日本の国籍法 11 条 1 項と同様の制度を廃止した。その際に、「外国でフランスの文化や道徳的・経済的影響を伝播させられる状況にあるフランス人に、たとえ職業に就いている国の国籍を自らの意志で獲得したとしても、フランス国籍を保持させることは重要である。国籍の取得はしばしば何らかの役割行使の条件である」との議論があった（甲 52・376 頁）。

またフランスは、1963 年の「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」（ストラスブール条約¹⁾）を批准した後も、複数国籍を肯定する制度・運用が継続してきた（同 373～374 頁）。

¹ 同 1963 年のストラスブール条約（「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」）を 2000 年にヨーロッパ国籍条約が発効する前に批准した 12 カ国のうちイギリス、アイルランド、スペインの 3 カ国は、兵役義務に関する第 2 章のみを批准し、複数国籍削減に関する第 1 章は批准していない。複数国籍削減に関する第 1 章を批准したドイツとイタリアは、批准に際して、複数国籍の防止解消を徹底しないこととなる留保を行っている（スウェーデンは、ヨーロッパ国籍条約発効後に第 2 章のみを批准。）。同条約が存在することをもって複数国籍防止がヨーロッパで重視されていたとみるのは困難である。

これは、フランスでは複数国籍による弊害のおそれが重視する必要のないものであると認識されていること、また複数国籍、特に自国民が外国籍を取得した場合の複数国籍が、自国民と自国社会にとって有益なものであると認識されていることの表われである。

(2) オーストラリア

2002 年、国外で自発的な行為の結果として他国の市民権を取得した者はオーストラリア市民権を喪失するという規定を廃止した（坂東雄介「オーストラリアにおける二重市民権の位相—1948 年オーストラリア市民権法 s17 削除論を中心に」（甲 50・231～232 頁、237 頁））。

そこに至る経緯をみると、最初に同規定の改正の必要性を勧告したオーストラリア人権委員会の報告書（1982 年）は、自己の志望により外国籍を取得した者からオーストラリア国籍を剥奪する国籍自動喪失規定は、他国に滞在中にオーストラリア市民権を喪失させる規定であり、自国に戻る権利を定めた自由権規約 12 条 4 項に違反する可能性があるなどとして、「何人も、恣意的に国籍を剥奪されない」として国籍への権利を定める世界人権宣言 15 条 2 項を援用した。

1994 年の移民合同委員会の報告書は、「オーストラリア以外の市民権を有していることはオーストラリアへの忠誠を欠くという指摘は、感情的なものである。多文化主義が広く受け入れられている現在では、人々は単一の国籍でなければならないというのは時代遅れである。」「他の国へ進出するオーストラリア市民が、便益のためにその国の市民権を取得しようとしたときに、オーストラリア市民権を喪失してしまうため、外国での市民権取得を断念してしまう。」と指摘し、複数国籍の「弊害は外交上の手段によって克服すべきである」とした。

2000 年になると、オーストラリア市民権委員会の報告書が、下記のように論じ、規定廃止の決定打となった。

「ここでの問題は、オーストラリアが複数市民権を認めるべきかどうか、ではなく、他国の市民権を申請し、取得したオーストラリア市民がオーストラリア市民権を喪失することを認めるべきかどうか、である。」

「他国の市民権を求めることは、決してオーストラリアへのコミットメントが低下したわけではない」

「（出身国の市民権を喪失せずに他国の市民権を取得することを容認しているニュージーランド、大英帝国、アイルランド、カナダ、フランス、米国、イタリアなどの）国々は、単純に、国際的に移動する人口を数多く抱え、彼らがたとえ他国の市民権を取得したとしても人々との結びつきを保持することができることを承認している。委員会は、これらの国々が上記の実践の結果として何らかの不利益を被っているとは考えない。」

「市民権を取得しようとする国で居住・労働することを希望するオーストラリア市民にとって、オーストラリア市民権を失う恐怖にさらされ続けることは、その国でオーストラリアのプレゼンスを拡大することについて、不必要な障害となっている。委員会は、この状況がオーストラリアにとって望ましい状況だとは考

えない。同じように、オーストラリアの国益にも適うとは思えない。」

(Australian Citizenship Council, Australian Citizenship for a New Century (2000), 65.)

(3) スウェーデン

血統主義を採用し複数国籍に消極的だったスウェーデンは、2001 年に複数国籍を全面的に認める国籍法改正を行った。その背景には、兵役義務の衝突や外交保護権の衝突といった国家の不利益と従来考えられてきた複数国籍の問題は、実際には非常に限られたものであり、人の国際移動や国際結婚の増大により複数国籍者が増大する中、現実にはほとんど何も問題にならないことが明らかになった一方で、複数国籍はアイデンティティのあり方にとっても有益であり、旅行、居住、就労、社会扶助、財産権などに関する移住者にとっての「個人の側の利益」が大きく、他方、複数国籍は、移住者が社会的に排除されている問題を解消し、統合を実現する上で有益であり、国を安定させるといった「国の側の利益」も大きいとの認識があった（近藤敦「世界人権宣言 15 条 2 項と恣意的な国籍剥奪禁止」、甲 133）。

(4) スイス

スイスの国籍法では外国籍の任意取得によってスイス国籍を喪失しないとされてきた。また、スイスへの帰化の際の原国籍離脱義務は 1990 年改正で廃止された。この義務の廃止論の根拠の一つに挙げられていた、ストラスブール条約（「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」）の改正作業では、①移民とその子にとって、新たな国籍取得のために原国籍からの離脱を要件とすることは、居住地国の国籍を取得しようとする意欲をそぐものとなっていること、②ストラスブール条約の存在にもかかわらず複数国籍者は増加しており、複数国籍発生防止はごく部分的にしか達成されていないこと、③二重のアイデンティティを持つことは当然であること、④移住先国に定住する外国人でもいつの日か祖国に帰ってそこに住む可能性を放棄することを望まないこと、⑤複数国籍から発生するとされてきた問題は、実際上は、過去にいわれていたほど深刻ではないと考えられること、等が挙げられていた（国友明彦「国籍の任意取得による重国籍」）。

それ以降、スイスの複数国籍者は増加を続け、2010 年には成人（15 歳以上）の複数国籍者数が 70 万人（成人のおよそ 14%）に達した。2018 年にスイス政府は、移民 3 世のスイス国籍取得要件の緩和という、複数国籍者の増加に直結する法改正を行った。そして 2020 年には、スイスの成人複数国籍者数は 100 万人に達し、成人の 5 人に 1 人が複数国籍となるに至った（[One-fifth of Swiss are dual-national](#), Swiss Info. 2021.1.28、甲 49-2）。

(5) 米国

米国では、二つの連邦最高裁判決（アフロイム対ラスク事件（Afroyim v. Rusk 387 U.S.253,267(1967)）、ヴァンス対テラザス事件（Vance v. Terrazas, 444 U.S. 252 (1980)）を経て、複数国籍が肯定されるに至った（近藤敦「世界人権宣言 15 条 2 項と恣意的な国籍剥奪禁止」甲 133・61～62 頁）。

契機となった二つの連邦最高裁判決では、市民権（国籍）の立法による剥奪が許されるのかが争点となり、複数国籍の弊害論は議論されなかったようである。移民受け入れ国であり出生地主義を採用する米国では、複数国籍は必然かつ当然のものとの共通認識が自然に醸成されており、複数国籍に弊害があるという立論は説得力を持ち得なかったためと考えられる。

(6) ドイツ

血統主義国といわれてきたドイツも、2024 年、国際的な人材競争に勝ち抜くためと移民の社会統合を進めるため、複数国籍を容認して帰化を容易にする法改正を行った（2024 年 5 月施行）。この改正において国籍法 11 条 1 項と同趣旨の規定が廃止された。ドイツはすでに、ドイツ国籍保持の許可を得ておけば外国国籍を取得してもドイツ国籍を失わないという制度を設けていたが、この事前許可が不要になった（甲 143、144-2、145、146-2）。